

訪問看護ステーション用

ベースアップ評価料 報告書専用様式の記載例

※実際の入力にあたっては
様式中の記載上の注意や、
施設基準通知等も必ず参照してください。

別添2

（訪問看護ステーション）賃金改善実績報告書（令和6年度分）

訪問看護ステーションコード 1234567
訪問看護ステーション名 ●●訪問看護ステーション
所在地 都道府県 東京都
住所 千代田区霞が関X-X-X
連絡先 担当者氏名 ◎◎ ◎◎
電話番号 03-9999-9999

報告対象年度を記載します
令和6年度分
半角数字7桁で記入してください
例：0123456
※小数点やカンマなどの記号は含めないでください
ステーション名を全角文字で記載してください
× ●●ステーション
○ ○○ステーション
ステーションが所在する都道府県を選択してください（右の欄外に届出様式提出先のメールアドレスが表示されます）
ステーションの所在地の住所を記載してください

様式提出先のメールアドレス↓
baseup-hyoukaryou13@mhlw.go.jp
報告書届出における注意点
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/b

I. 賃金改善実施期間

① 令和6年6月～令和7年3月 10ヶ月

II-1. ベースアップ評価料による収入の実績額【①の期間中】

②訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）による収入の実績額 374,400円
③訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）による収入の実績額 28,800円
④ベースアップ評価料による収入の実績額（②+③） 403,200円
緑のセルは、自動計算されるため、記載不要です。

II-2. ベースアップ評価料による収入の繰越状況

※ 「ベア等」とは、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げをいい、定期昇給は含まない。
⑤翌年度への繰越予定額 0円
⑥前年度からの繰越額（令和7年度分報告時のみ記載） 0円
⑦ベースアップ評価料による収入の実績額のうち、当該年度における対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等に充当すべき金額（④-⑤+⑥） 403,200円
⑦について全てベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等に充当しているか。 ☒ 問題なし

以下、基本給等総額については1ヶ月当たりの額を記載してください。

【ベースアップ評価料対象職種について】

III. ベースアップ評価料対象職員（全体）の基本給等（基本給又は決まって毎月支払われる手当）に係る事項

⑧対象職員の常勤換算数（賃金改善実施期間（①）の開始月時点） 10.0人
⑨賃金改善した後の対象職員の基本給等総額（賃金改善実施期間（①）の開始月時点） 4,000,000円
⑩基本給等に係る賃金改善実績額（1ヶ月分） 30,000円
⑪⑩のうち、定期昇給相当分 4,000円
⑫⑩のうち、ベア等実施分（⑩-⑪） 26,000円
⑬ベア等による賃金増率（⑫÷（⑩-⑪）） 0.7%

IV. 看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）の基本給等に係る事項

⑭看護職員等の常勤換算数（賃金改善実施期間（①）の開始月時点） 7.0人
⑮賃金改善した後の対象職員の基本給等総額（賃金改善実施期間（①）の開始月時点） 2,800,000円
⑯基本給等に係る賃金改善実績額（1ヶ月分） 21,000円
⑰⑯のうち、定期昇給相当分 2,800円
⑱⑯のうち、ベア等実施分（⑯-⑰） 18,200円
⑲ベア等による賃金増率（⑱÷（⑯-⑰）） 0.7%

期間中に算定し、収入となった実績額の合計を記載します

期間中に算定し、収入となった実績額の合計を記載します。届出をしていない場合は0と記載してください。

④の金額のうち、翌年度への繰越予定額を記載します。④の全額をベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等に充当している場合には、0円と記載します。

令和6年度分報告時は0円となります。前年度にベースアップ評価料を算定していて、前年度からの繰越がある場合にはのみ記載します。

シート末尾の【記載上の注意】2を参照のこと。

ベースアップ評価料の初回届出時点での「賃金改善しなかった場合」の基本給等総額からの、基本給等総額の増加分を記載します。

シート末尾の【記載上の注意】4を参照のこと。

V. 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の基本給等に係る事項

⑳PT・OT・STの常勤換算数（賃金改善実施期間（①）の開始月時点）	1.0 人
㉑賃金改善した後の対象職員の基本給等総額（賃金改善実施期間（①）の開始月時点）	400,000 円
㉒基本給等に係る賃金改善実績額（1ヶ月分）	3,000 円
㉓㉒のうち、定期昇給相当分	400 円
㉔㉒のうち、ペア等実施分（㉒－㉓）	2,600 円
㉕ペア等による賃金増率（㉔÷（㉑－㉒））	0.7 %

VI. 看護補助者の基本給等に係る事項

㉖看護補助者の常勤換算数（賃金改善実施期間（①）の開始月時点）	1.0 人
㉗賃金改善した後の対象職員の基本給等総額（賃金改善実施期間（①）の開始月時点）	400,000 円
㉘基本給等に係る賃金改善実績額（1ヶ月分）	3,000 円
㉙㉘のうち、定期昇給相当分	400 円
㉚㉘のうち、ペア等実施分（㉘－㉙）	2,600 円
㉛ペア等による賃金増率（㉚÷（㉗－㉘））	0.7 %

VII. その他の対象職種の基本給等に係る事項

㉜その他の対象職種の常勤換算数（賃金改善実施期間（①）の開始月時点）	1.0 人
㉝賃金改善した後の対象職員の基本給等総額（賃金改善実施期間（①）の開始月時点）	400,000 円
㉞基本給等に係る賃金改善実績額（1ヶ月分）	3,000 円
㉟㉞のうち、定期昇給相当分	400 円
㊱㉞のうち、ペア等実施分（㉞－㉟）	2,600 円
㊲ペア等による賃金増率（㊱÷（㉝－㉞））	0.7 %

【ベースアップ評価料対象外職種について】 ※上記でベースアップ評価料対象職種に計上した職員を除く

VIII. 事務職員の基本給等に係る事項

㉟事務職員の常勤換算数（賃金改善実施期間（②）の開始月時点）	0.5 人
㊱事務職員の基本給等総額（賃金改善実施期間（②）の開始月）	200,000 円
㊲基本給等に係る賃金改善実績額（1ヶ月分）※賃金改善を実施していない場合は0円	1,500 円
㊳㊲のうち、定期昇給相当分	0 円
㊴㊲のうち、ペア等実施分（㊲－㊳）	1,500 円
㊵ペア等による賃金増率（㊴÷（㊱－㊲））	0.8 %

本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 7 年 8 月 1 日 開設者名： △△ △△

【記載上の注意】

- 1 本報告書において、「ベースアップ評価料」とは、「訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）」及び「訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）」のことをいう。
- 2 「対象職員の常勤換算数」は、当該時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。常勤の職員の常勤換算数は1とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該訪問看護ステーションにおいて定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数（当該常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1とする。）
- 3 「基本給等総額」には、賞与、法定福利費等の事業主負担分や役員報酬を除いた金額を計上すること。
- 4 「定期昇給相当分」は、【賃金改善実施期間（2）の開始月】において定期昇給を実施する場合にのみ記載すること。それ以外の月に定期昇給を実施する場合、もしくは定期昇給の制度を設けていない訪問看護ステーションは「0」と記載すること。